

神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例の概要（条例第83号）

1. 改正の趣旨

建築基準法の規制の合理化を図ることを目的として、「建築基準法の一部を改正する法律」が平成30年6月27日に公布され、これに関する政省令が同年9月12日に公布された。この改正により、木造建築物等である特殊建築物の外壁等に防火性能を求めないことや接道規制の適用除外の認定に係る制度などが定められた。このことから、法の趣旨を勘案しつつ神奈川県建築基準条例で定めている同様の規定等について、所要の改正を行うこととした。

2. 改正の内容

- (1) 階数が2であり、かつ、ホテル又は旅館の用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートルを超える木造建築物等について、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならないこととする規制を廃止することとした。（第22条関係）
- (2) 都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物に係る制限について、次のとおり所要の改正を行うこととした。
 - ア その敷地が幅員4メートル以上の一定の道（道路に該当するものを除く。）に2メートル以上接する建築物のうち、延べ面積が200平方メートル以内の一戸建ての住宅で知事が認めるものについては、建築物の敷地が道路に2メートル以上接しなければならないこととする規制を適用しないこととした。（第52条の6関係）
 - イ 宅配ボックスを設ける部分について、その床面積を一定の範囲内で第52条の9第3項第1号に規定する延べ面積に算入しないこととした。（第52条の9関係）
 - ウ 日影による建築物の高さの制限の適用除外に係る許可を受けた建築物を一定の範囲内において増築等する場合においては、第52条の13第1項本文の規定は適用しないこととした。（第52条の13関係）
- (3) その他規定の整備を行うこととした。（第16条の2、第28条、第52条の6、第52条の13、第57条関係）
- (4) この条例は、公布の日から施行することとした。
- (5) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。